

## 奈良県立盲学校 いじめ防止等の対策のための体制

### 1 いじめ防止等の対策のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。

### 2 本校における未然防止・早期発見等の組織

- ①組織 「いじめ対策委員会」
- ②主な内容 基本方針の作成、年間指導計画の作成など。
- ③構成 生徒指導部長、学部主事、教務部長、人権委員長、舎監長、校長、教頭、養護教諭。(必要に応じて道徳担当教員)

### 3 事象発生時の本校における組織

#### (1) 第一次組織 「各学部会」

- ①主な内容 事象の確実な把握、当面の指導方針、役割分担の決定を行う。
- ②構成 各所属教職員、その他関係者。

#### (2) 第二次組織 「拡大いじめ対策委員会」

※ 従来の生徒指導特別指導時の組織に準じる。

- ①主な内容 ・生徒指導部中心に状況把握・指導方針・役割分担の決定など。
- ②構成 生徒指導担当者、関係教職員(学部主事・学級担任・教科担当者  
養護教諭、寄宿舎担当等)、管理職、その他関係者。

### 4 重大事態対応の組織

- ①組織 「いじめ問題対策委員会」
- ②主な内容 早急な調査を行い事態の解決に当たる。
- ③構成 校長が選任する。